

議題 2

景観重要樹木の指定について（関西学院）【諮問】

目 次

1. 景観重要樹木の指定について（関西学院）【P 1】
2. 指定図書（関西学院西宮上ヶ原キャンパス クスノキ等 44 本）【資料 1】
3. 景観重要樹木指定台帳（案） 【資料 2】

議題2 景観重要樹木の指定について（関西学院） 【諮問】

1 趣旨

景観法では、景観計画区域内の良好な景観形成に重要な樹木について、市が「景観重要樹木」として指定できる旨が規定されており、関西学院周辺の景観地区指定に合わせ、キャンパス内の建築物や広場等と一体となって良好な景観を形成している樹木について、景観重要樹木指定を行う。

この指定にあたっては、西宮市都市景観条例第30条において審議会の意見を聴くことと規定されていることから、今回諮問するもの。

2 景観重要樹木の指定制度について

(1) 指定の目的

地域の景観上重要な樹木を指定し、地域の個性ある景観づくりの核として維持、保全及び継承を図る。

(2) 指定の要件

西宮景観計画に定められた「景観重要樹木の指定の方針」に即し、景観法施行規則第11条（国土交通省令）の規定に該当するものを指定する。

① 西宮市景観計画「景観重要建造物の指定の方針」

- ・地区の景観を特徴づけている樹木のうち、市民に親しまれて周辺地域のシンボルになっているもので、所有者の同意が得られたものを景観重要樹木に指定する。

② 景観重要樹木の指定の基準（景観法施行規則第11条）

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

(3) 指定の効果

次の規定等により、指定樹木を積極的に保全する。

- ・原状変更（伐採、移植等）を行う際には市長の許可が必要（法第31条）
- ・未許可又は許可条件に反した場合、市長は原状回復の命令が可能（法第32条）
- ・所有者等には適切な管理義務が発生。市は保全に必要な管理方法の基準を定めることができる。（法第33条）
- ・市長による不適切な管理に関する是正命令勧告が可能（法第34条）

3 これまでの経緯

平成28年11月 審議会（景観地区指定検討に向けた報告）

※樹木等の保全についても検討するよう意見を受け、景観重要樹木の指定の検討及び関学との協議を開始

平成29年3月 審議会（関西学院内における景観重要樹木の指定方針及び指定候補を報告）

平成30年3月 審議会（関西学院内の指定樹木を報告）

平成31年2月 関西学院との協議終了

令和元年5月 審議会（関西学院内及び上ヶ原浄水場付近ため池周辺における指定景観重要樹木の報告）

令和元年7月 関西学院よりの指定同意書收受

4 今回指定対象樹木について

(1) 今回指定対象樹木

・ 関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス内樹木 クスノキ等 44本

【指定図書：資料1、景観重要樹木指定台帳（案）：資料2 参照】

(2) 保護樹木について

今回に指定樹木には「西宮市自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づく保護樹木として既に指定されているものが存在しているが、当該指定目的が「美観風致の維持」で景観重要樹木の指定目的と同質のものであることから、所管を統一し、一体的な保全体制を整えるために今回景観重要樹木に移行するものとする。

5 指定標識の設置及び広報について

(1) 指定標識

景観法第30条及び西宮市景観条例第28条の規定により景観重要樹木の指定後すみやかに「指定番号」「指定年月日」「指定樹種」を記載した標識を設置する。

(2) 広報

市ホームページにて広報する。

6 今後のスケジュール

令和元年 7月 景観・屋外広告物審議会（現地視察及び諮問）

8～9月 指定、告示

10月 環境審議会（保護樹木指定解除の諮問）
標識設置

西宮市景観 重要樹木 指定	関西学院 西宮上ヶ原キャンパス クスノキ等（44本）
所在地	西宮市上ヶ原一番町2 他
指定樹木の概要	<p>●樹種、配置、樹容の特徴等</p> <p>別紙1「配置図」、別紙2「写真」及び「景観重要樹木指定台帳」のとおり</p>
指定理由	<p>本学院キャンパス内には、スパニッシュ・ミッションスタイルで統一された建築群や広場と共に多く樹木が存在し、それらが一体となってキャンパス及び周辺環境の緑豊かで開放的な景観を形成している。</p> <p>また、キャンパス内は一般にも常時開放されていることから、これらの景観は市民にも共有され、周辺地域に親しまれた存在となっている。</p> <p>そのため、これらの樹木のうち、建築物と一対となって空間を印象付けているものや庭園等のシンボルとして存在しているもの等を、良好な景観形成に重要な役割を果たしているものとして景観重要樹木に指定する。</p>

○景観重要樹木 位置図



図名	景観重要樹木位置図	図尺	1/1000	作成	2023.03.01
設計	〇〇〇	校印		校印	
校印		校印		校印	
校印		校印		校印	

景観重要樹木 写真 (1)

No. 1	クスノキ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

No. 4	クスノキ
選定理由	庭園等の主木
	

No. 2	ユーカリ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

No. 5	ケヤキ
選定理由	庭園等の主木
	

No. 3	センダン
選定理由	庭園等の主木
	

No. 6	クスノキ
選定理由	保護樹木指定番号 第182号
	

景観重要樹木 写真 (2)

No. 7	ヒマラヤスギ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

No. 10	クスノキ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

No. 8	クスノキ
選定理由	景観上重要な空間を構成
	

No. 11	クスノキ
選定理由	保護樹木指定番号 第173号
	

No. 9	クスノキ
選定理由	景観上重要な空間を構成
	

No. 12	センペルセコイヤ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

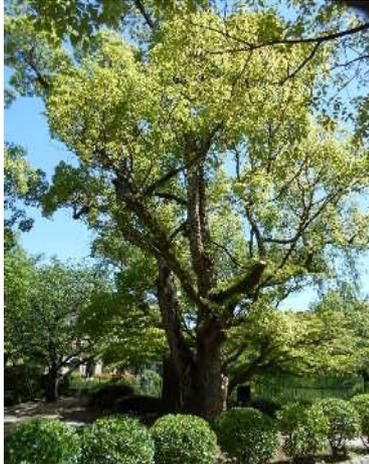
景観重要樹木 写真 (3)

No. 13	センペルセコイヤ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

No. 16	モミノキ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

No. 14	ユーカリ
選定理由	保護樹木指定番号 第180号
	

No. 17	ユーカリ
選定理由	保護樹木指定番号 第179号
	

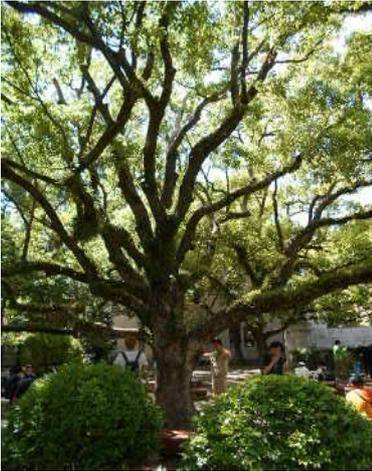
No. 15	クスノキ
選定理由	庭園等の主木
	

No. 18	ユーカリ
選定理由	保護樹木指定番号 第178号
	

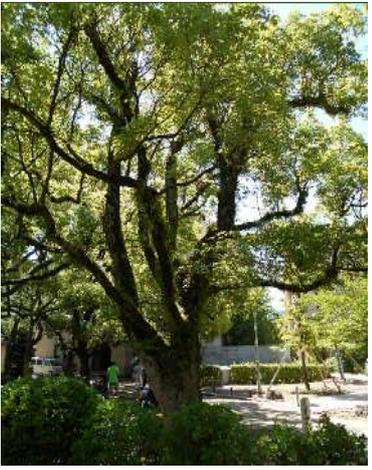
景観重要樹木 写真 (4)

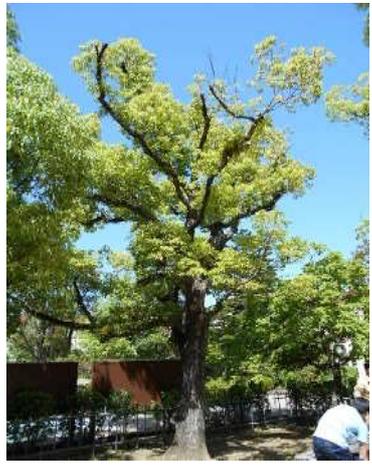
No. 19	クスノキ
選定理由	保護樹木指定番号 第177号
	

No. 22	クスノキ
選定理由	保護樹木指定番号 第176号
	

No. 20	クスノキ
選定理由	庭園等の主木
	

No. 23	クスノキ
選定理由	庭園等の主木
	

No. 21	クスノキ
選定理由	庭園等の主木
	

No. 24	クスノキ
選定理由	庭園等の主木
	

景観重要樹木 写真 (5)

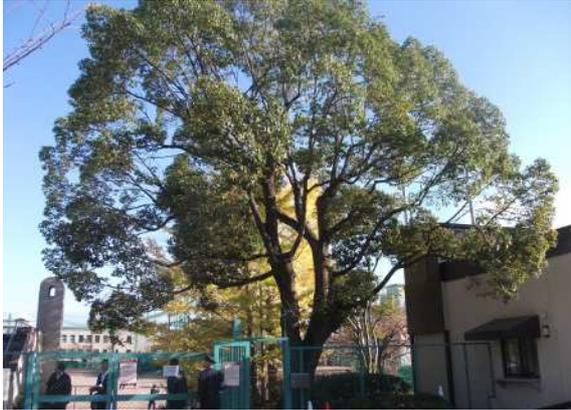
No. 25	クスノキ
選定理由	景観上重要な空間を構成
	

No. 28	クスノキ
選定理由	保護樹木指定番号 第170号
	

No. 26	クスノキ
選定理由	保護樹木指定番号 第172号
	

No. 29	クスノキ
選定理由	庭園等の主木
	

No. 27	クスノキ
選定理由	保護樹木指定番号 第171号
	

No. 30	クスノキ
選定理由	庭園等の主木
	

景観重要樹木 写真 (6)

No. 31	クヌギ
選定理由	庭園等の主木
	

No. 34	クスノキ
選定理由	保護樹木指定番号 第175号
	

No. 32	メタセコイヤ
選定理由	景観上重要な空間を構成
	

No. 35	センペルセコイヤ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

No. 33	メタセコイヤ
選定理由	景観上重要な空間を構成
	

No. 36	センペルセコイヤ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

景観重要樹木 写真 (7)

No. 37	クスノキ
選定理由	広場空間のシンボル
	

No. 40	クロマツ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

No. 38	ヒマラヤスギ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

No. 41	クロマツ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

No. 39	ヒマラヤスギ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

No. 42	ケヤキ
選定理由	広場空間のシンボル
	

景観重要樹木 写真 (8)

No. 43	クスノキ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

No.	
選定理由	

No. 44	クスノキ
選定理由	建築物と対になり印象的な空間を形成
	

No.	
選定理由	

No.	
選定理由	

No.	
選定理由	

